

平成29年(厚)第5769号

平成30年5月31日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(2)記載の原処分を取り消し、後記第2の1記載の本件不支給分の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」という。)の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、平成〇年〇月分までの同年金については時効消滅したとして、これを支給せず、同年〇月分以降を支給する旨の処分(以下「原処分」といい、時効消滅により支給しないとされた部分を「本件不支給分」という。)をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)にA大学長が証明する在籍証明書(同月〇日付け。以下「本件在籍証明書」という。)を添付して、厚生労働大臣に対し、特老厚年金の裁定を請求した(以下「本件裁定請求」という。))。

(2) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日

付けで、請求人に対し、受給権取得年月を平成〇年〇月とする特老厚年金を裁定し、平成〇年〇月分までの同年金については時効消滅したとして、これを支給せず、同年〇月分以降を支給する旨の処分(原処分)をした。

(3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 請求人は、昭和〇年〇月〇日生の男子であるところ、① 60歳以上であること、② 1年以上の厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)を有すること、③ 保険料納付済期間(厚年期間を含む。以下同じ。)、保険料免除期間及び合算対象期間(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号。以下「平成24年改正法」という。)による改正前の国民年金法附則第7条第1項に規定する合算対象期間をいう。以下同じ。)を合算した期間が25年以上あること(以下「支給要件③」という。)の3つの要件のいずれにも該当するに至ったとき、特老厚年金が支給されることとなっている(厚年法附則第8条並びに平成24年改正法による改正前の厚年法第42条及び附則第14条)。また、厚生年金保険における年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始めるとされている(厚年法第36条第1項)。

そして、国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第86号)が平成3年4月1日に施行される前にあっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学の学生は、20歳以上であっても、任意で加入する場合を除き、国民年金の被保険者資格を有しないもの

とされており、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の国民年金法附則第6条第1項の規定により国民年金の被保険者となることができた者のうち、同項の申出を行わなかったため被保険者とならなかった期間は、合算対象期間に含まれるとされている（昭和60年改正法附則第48条第5項及び第8条第5項第1号並びに昭和60年改正法による改正前の国民年金法第7条第2項第8号等）。

- 2 厚年法第9条第1項は、保険給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期日ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利（以下「支分権」という。）を含む。）は、5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を規定している。
- 3 本件の場合、請求人が60歳に到達した平成〇年〇月〇日において、請求人に係る保険料納付済期間が〇月（厚年期間に係るもの〇月、厚生年金保険以外の国民年金の被保険者資格を有した期間（以下「国年期間」という。）に係るもの〇月）、保険料免除期間が〇月及び合算対象期間が〇月であり、これらを合算した期間が〇月で25年（300月）以上となること、請求人が特老厚年金の受給権を取得した日が同日であることは、後記第2の1(2)ないし(4)記載の認定事実を上記1に掲示した法律の規定に照らせば明らかであり、当事者間にも争いはないものと認められるところ、請求人が本件裁定請求をしたのは同日から5年以上経過した後の平成〇年〇月〇日であり、本件について上記2に掲示した法律の規定をそのまま適用すると、特老厚年金の受給権は請求時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者はこのような場合において、受給権（基本権）の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例としており、これに基づいた上で、支払期日ごとに発生する年金給付の支給を受ける権利（支分権）については、支

払期日から5年の経過をもって時効により消滅するとして、特老厚年金のうち、平成〇年〇月分までは時効により消滅していることを理由に、これを支給せず、同年〇月分以降を支給する旨の原処分をしたものと考えられる。そして、これに対し、請求人は、別紙1記載のとおり主張し、原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、請求人のこの主張に理由があると認められるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、前記「事実」欄第2の2記載の事実のほか、次の各事実が認められる。
 - (1) 請求人が平成〇年〇月〇日に〇年金事務所（以下「〇年金事務所」という。）を訪問した（以下「本件訪問」という。）際の、年金相談事跡個別詳細票（出力日平成〇年〇月〇日。以下「本件相談事跡」という。）が存在し、本件相談事跡によれば、受付種別は「来訪」、相談者区分は「本人」とされ、特記事項の「その他の特記事項」には、次のとおり入力がされている。

来訪者の確認方法（運転免許証） 加入期間について、厚年手番あり統合するが、〇ヶ月不足 後納制度を利用して納付すれば、受給権発生すると説明、見込渡す
 - (2) 請求人に係る被保険者記録照会（資格・納付Ⅲ）（〇〇〇〇年（平成〇年）〇月〇日照会）及び被保険者記録照会（納付Ⅱ）（同日照会）によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日出生（昭和〇年〇月〇日に20歳に到達）したところ、請求人は、国民年金の被保険者資格を昭和〇年〇月〇日に取得し、請求人が60歳に到達した平成〇年〇月〇日に同被保険者資格を喪失し、これ以外に、請求人に国年期間はなく、請求人の国年期間に係る保険料納付済期間は〇月、保険料免除期間は〇月（全て保険料全額免除）である。
 - (3) 請求人に係る被保険者記録照会回答

票（資格画面）によれば、請求人は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和〇年〇月〇日に新規取得し、昭和〇年〇月〇日に喪失し、これ以外に、請求人が厚生年金保険の被保険者資格を有したことはなく、請求人の厚年期間は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇月である。

- (4) 本件在籍証明書によれば、請求人は、〇〇〇〇年（昭和〇年）〇月〇日に a 大学 b 部〇〇科へ入学し、〇〇〇〇年（昭和〇年）〇月〇日に同学科を卒業し、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日の間（以下「本件学生期間」という。）、同大学に在籍した者であるとされている。そして、本件学生期間のうち、請求人が20歳以上で、かつ、国年期間及び厚年期間のいずれも当該該当しない期間は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇月（以下「本件期間」という。）である。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 本件記録によれば、請求人は、国年期間に係る保険料納付済期間〇月、保険料免除期間〇月、厚年期間〇月をそれぞれ有し、これらを合算した期間は〇月で、これらのみでは支給要件③の25年（300月）に〇月不足しているところ、本件期間について、請求人が a 大学の学生であって国民年金に任意加入をしておらず、合算対象期間に請求人に係る保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間の合計が〇月となり、支給要件③に該当したことから、請求人に対し、受給権取得年月を平成〇年〇月とする特老厚年金が裁定されたことが認められる。そして、請求人は、別紙1記載のとおり、本件訪問を平成〇年〇月〇日にし、特老厚年金の裁定請求について相談したのであるが、〇〇年金事務所担当者による合算対象期間の確認漏れ等の事務処理誤りにより、特老厚年金を早期に裁定

請求することができなかったとして、本件不支給分を時効消滅とする処理は不当である旨主張するのであるから、以下、本件不支給分の取扱いが妥当といえるかどうかについて検討する。

本件相談事跡によれば、請求人が平成〇年〇月〇日に〇〇年金事務所を訪問したことが認められるところ、本件訪問時に、請求人と同年金事務所担当者との間で、具体的にどのようなやり取りが行われたかを客観的に確認できる資料は本件記録中に存しないものの、本件相談事跡の特記事項の「その他の特記事項」には、「来訪者の確認方法（運転免許証）加入期間について、厚年手番あり統合するが、〇ヶ月不足後納制度を利用して納付すれば、受給権発生すると説明、見込渡す」と入力されていることが認められ、その入力内容からすれば、請求人が主張するように、請求人は、本件訪問時に同年金事務所において、特老厚年金の受給の可否、裁定請求について相談したものと認めるのが相当である。そして、本件相談事跡には、合算対象期間及び請求人の学生期間に係る入力は一切なく、同年金事務所担当者は、請求人からの特老厚年金に係る相談に対し、請求人の年金記録から国年期間に係る保険料納付済期間、保険料免除期間及び厚年期間を確認（〇月+〇月+〇月=〇月）し、それのみによって、請求人が支給要件③に該当するには〇月不足していると判断し、合算対象期間に係る具体的な確認をすることなく、請求人に対し、特老厚年金を受給できない旨回答したことがうかがわれるのである。また、本件訪問は、請求人自らが行っているのであるから、同年金事務所担当者から、請求人に係る学生期間の照会があれば、請求人が a 大学 b 部〇〇科の学生であった本件学生期間の存在を即答できたことは明らかであると認められるのである。しかも、国年期間に係る保険料納付済期間、保険料

免除期間及び厚年期間を合算した期間の月数が支給要件③に対して不足している月数はわずか〇月であり、請求人が厚生年金保険の被保険者資格を新規取得したのは、請求人が23歳である昭和〇年〇月〇日で、その年齢からすると、請求人が大学を卒業して就職したこともうかがわれるのであるから、年金相談の担当者としては、請求人に対し、学生期間を含めた合算対象期間に係る確認及び説明を行うべきであったといえるのである。そうすると、本件訪問時に、同年金事務所担当者が、請求人に対し、学生期間について具体的に確認せず、請求人は支給要件③に該当しないとして、特老厚年金を受給できない旨回答したことは、年金相談の担当者に求められる確認及び説明義務に反した不適切な対応であったというべきである。そして、請求人に対し、学生期間について具体的な確認がされていたとすれば、上記説示のとおり、本件学生期間が容易に明らかになったといえ、請求人は、直ちに特老厚年金の裁定請求の手続を行っていたものと考えられるのである。

- (2) そうであれば、上記のとおり、請求人は、平成〇年〇月〇日に本件訪問をした際に、〇〇年金事務所担当者の不適切な対応により、特老厚年金の裁定請求をすることができなかったものと認められるから、同日に、特老厚年金の裁定請求をしたものとみなして、社会保険分野にも適用があるとされる信義則の法理に照らし、これにより消滅時効の進行が妨げられるものというべきである。したがって、平成〇年〇月分までの年金に当たる本件不支給分を時効消滅したとして支給せず、同年〇月分から支給するとした原処分は相当とはいえない。
- (3) 以上によれば、上記の趣旨と異なる原処分は相当でなく、取り消されなければならない。

よって、主文のとおり裁決する。